

令和4年5月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和4年度5月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年5月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総 括 表)	3
		脱炭素社会推進課	4
		緑豊かな自然課	6
		住まいまちづくり課	8
	2 歳入歳出事項別明細書		10
	3 節の明細		15
	4 債務負担行為に関する調書	脱炭素社会推進課	16

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	17
議案第8号	特定希少野生動植物の種の指定及び解除について	緑豊かな自然課	20

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について(令和4年5月7日専決)	住まいまちづくり課	21
	(11) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和4年5月18日専決)	住まいまちづくり課	22
報告第2号	長期継続契約の締結状況について	環境立県推進課ほか	24

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
脱炭素社会推進課	875,890	28,696	904,586	5,056			23,640	
緑豊かな自然課	1,639,046	41,520	1,680,566	17,960	<12,500> 16,000		7,560	
住まいまちづくり課	2,517,792	13,460	2,531,252	6,730			6,730	
合計	12,147,622	83,676	12,231,298	29,746	<12,500> 16,000		37,930	県費負担 50,430
<p>説明</p> <p>(一般会計)</p> <p>脱炭素社会推進課 (新) 電気自動車充電施設緊急整備事業に係る補正ほか</p> <p>緑豊かな自然課 (新) (公共事業) スプリンターの聖地「布勢陸上競技場」リフレッシュ事業に係る補正ほか</p> <p>住まいまちづくり課 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業に係る補正</p>								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
備考欄の県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 電気自動車充電施設緊急整備事業	0	(債務負担行為) 4,800 27,000	(債務負担行為) 4,800 27,000	3,360			(債務負担行為) 4,800 23,640	
トータルコスト	0	27,789	27,789	(補正に係る主な業務内容) 委託業務、補助金申請等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

電気自動車等の普及促進を図るため、利用者の利便性向上等を図ることを目的として、主要県有施設に課金制の急速充電器を整備する。

※急速充電器利用車両：電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHV）

2 主な事業内容

対象施設において課金制の急速充電器を整備し、保守管理（24時間対応コールセンター及び保守点検）及び運営を民間企業へ委託する。

【予定対象施設】 チュウブ鳥取砂丘こどもの国、とっとり賀露かっこ館

（単位：千円）

区分	内容	予算額
設計費	設備設計に係る設計費用 [単県]	2,000
機器費	急速充電器（30KW以上）の機器本体費用 [国定額（上限600千円/基）]	5,000
設置費	機器設置に係る電気設備工事費用（高圧受電盤設置含む） [国定額（上限1,080千円/基）]	20,000
合計		27,000

（参考）

※保守管理費[単県] 4,800千円（債務負担行為（令和5～12年度））

※保守管理事業者は、300千円/基・年及び充電器利用料収入によって、24時間対応コールセンター、故障時対応及び定期点検等の保守管理、並びに運営を行う。なお、保守管理及び充電に必要な電気料金は、保守管理事業者が負担する。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

電気自動車の普及促進を図るため、県内の充電空白地帯の解消や利用者の利便性向上等を図ることを目的に充電器の整備を推進する。そのうち電欠懸念の払拭など、施設利用者の利便性向上を図るため、主要県有施設に課金制の充電器を整備し維持を行う。

【取組状況・改善点】

- 県庁等（県庁第二庁舎前、中部総合事務所、西部総合事務所）のEV急速充電器については、令和3年度の機器更新に合わせ、課金制とし、保守管理及び運営を民間企業に委託している。
- 令和4年2月に経済産業省に対して、電気自動車の充電インフラ整備の充実に向け、補助金の見直しについて要望活動を実施した結果、既設充電器との距離要件や、個人宅を除く、公共施設や観光施設等への新規設置も補助対象となる等の要件緩和がなされた。
- 今後の整備に当たっては、平成25年に策定した電気自動車等の充電インフラ整備についてのビジョンを見直し、整備の方向性を示す。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電源立地地域整備費	67,476	1,696	69,172	1,696				
トータルコスト	68,265	2,485	70,750	(補正に係る主な業務内容) 申請内容の審査、交付金の支払、市町・文部科学省との協議・調整				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。

2 主な事業内容

積算根拠となる令和3年度の電灯需要家数・需要家契約電力量が確定したことに伴う増額補正。

- ・ 交付金名 電源立地地域対策交付金
- ・ 補助率 10/10（文部科学省）
- ・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費
- ・ 限度額 対象市町村の面積、人口や電力需要家数等により算定
- ・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町

<交付金の内訳>

（単位：千円）

区分	当初予算額	補正額	補正後予算額
電源立地地域対策交付金	67,344	1,696	69,040
交付金事務費	132	0	132
合計	67,476	1,696	69,172

令和4年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

5 項 都市計画費

3 目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) (公共事業) スプリンターの聖地 「布勢陸上競技場」 リフレッシュ事業	0	33,920	33,920	16,960	<12,000> 15,000		1,960	県費負担 13,960
トータルコスト	0	34,709	34,709	(補正に係る主な業務内容) 布勢陸上競技場の改修				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

紫外線等による経年劣化で硬化・摩耗が全体的に見られる布勢陸上競技場のトラック等の舗装材の全面張替を行い、世界レベルの大会招致やトップアスリートの招聘にも重要となる「クラス2」認証(*)を継続する。

※「クラス2」認証

ワールドアスレティックス（以下「世界陸連」という。）の認証制度で、この認証を受けた競技場では世界レベルの大会を開催できるほか、世界記録等が出た場合は公認記録として認定される。

2 主な事業内容

使用する舗装材の材料費高騰に伴う増額補正（国認証の増額に伴うもの）

（単位：千円）

区分	内容	予算額
布勢陸上競技場	舗装材全面張替、ラインマーキング等	33,920

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

世界陸連のクラス2認証を継続し、高規格な競技場を維持することで、世界レベルの大会招致やトップアスリートの招聘に繋げる。また、部活動やスポーツレクリエーションの利用等、幅広い層の利用に供することで、県内アスリートや学生の競技力向上に資する。

【取組状況・改善点】

- ・日本陸上競技連盟の第1種公認の陸上競技場で、平成28年からは世界陸連のクラス2認証を取得した高規格な陸上競技場として供用しており、公認継続に必要な維持補修を定期的実施している。
- ・布勢スプリントやジャマイカ陸上チームのキャンプ誘致等、多くのトップアスリートに利用されている。
- ・令和3年の布勢スプリントでは、男子100mで日本新記録が樹立されたほか、平成28年の日本パラ陸上競技選手権大会では4つの世界記録やアジア記録、24の日本記録が誕生する等、これまで多くの新記録が出ており、その度に報道等で大きく取り上げられ、布勢陸上競技場が広く知られるきっかけとなっている。
- ・高規格なトラックでありながら、小中高校生等の部活動でも利用できる等、県内アスリートや学生の競技力向上にも寄与しており、今後も幅広く利用できる競技場として運用していく。

(注) 起債額の< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債額の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園安全・安心 対策事業	118,000	2,000	120,000	1,000	<500> 1,000			県費負担 500
トータルコスト	121,943	2,789	124,732	(補正に係る主な業務内容) 都市公園施設の改修				
従事する職員数	0.5人	0.1人	0.6人					
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立都市公園施設の耐震化や円滑な移動の確保（バリアフリー化）等の整備を行い、安全で快適な公園づくりを推進する。								
2 主な事業内容								
国の認証増に伴う増額補正								
（単位：千円）								
区分	内容						予算額	
布勢総合運動公園	園路改修（バリアフリー化）						2,000	
(公共事業) 都市公園維持費	125,254	5,600	130,854				5,600	
トータルコスト	133,140	6,389	139,529	(補正に係る主な業務内容) 都市公園施設の維持補修				
従事する職員数	1.0人	0.1人	1.1人					
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立都市公園施設の計画的な修繕等により、施設修繕費の低減を図り、安全・安心に利用できる都市公園の整備を行う。								
2 主な事業内容								
令和4年3月26日の強風で損傷した施設の復旧に緊急修繕対策費を充当したため、今後の災害等に備え、緊急修繕対策に必要な予算を確保する。（5,600千円）								

(注) 起債額の< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債額の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7398）

2 目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 325,000 346,736	13,460	(債務負担行為) 325,000 360,196	6,730			6,730	
トータルコスト	356,988	14,249	371,237	(補正に係る主な業務内容) 普及啓発事業、広告宣伝、補助金交付事務等				
従事する職員数	1.3人	0.1人	1.4人					
工程表の政策内容	とっとり健康省エネ住宅の普及、自然エネルギーの導入、県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

SDGs 未来都市の選定や米子市・境港市の脱炭素先行地域の選定を契機に、持続可能な社会づくりに不可欠な脱炭素社会や健康な生活の実現に資するとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の取組を更に加速させるため、普及啓発を行うとともに、認定住宅の助成対象を拡充する。

2 主な事業内容

(1) 【新規】SDGs未来都市×NE-ST住まいづくり普及啓発事業

SDGs未来都市の実現に資する鳥取県独自の持続可能な未来の住まい『NE-ST』について、親子でまなび、しらべ、つくる体験型のイベントを開催し、『NE-ST』及び改修版『Re NE-ST』の普及や太陽光発電設備の導入など健康で快適に、かつ省エネを実現するこれからの住まいづくりについて普及啓発を図る。

（単位：千円）

区分	内容	予算額
SDGs未来都市×NE-ST 住まいづくりフェア 開催事業	<まなぶ> SDGsな家『NE-ST』フォーラムを開催する。 ・オープニング『NE-STはSDGsな家』PR動画 ・『NE-ST』ユーザーインタビュー動画 ・講演・対談 医学×建築「住まいづくりで健康生活」	2,930
	<しらべる> SDGsな家『NE-ST』を体感してもらい、仕組みを調べ、自宅で実践してもらうための体験・見学・相談コーナーを設置する。 ・健康省エネ住宅が体感できるハウス展示 ・NE-STのPR動画、説明動画、インタビュー動画の上映 ・手軽にできる省エネ改修のカットモデル展示 ・省エネ・太陽光発電設備、機器の展示・体験ブース ・NE-ST 新築・省エネリフォーム・太陽光発電相談ブース	3,730
	<つくる> SDGsと住まいとの関係を考えながら親子で参加できるものづくり体験コーナーを設置する。 ・ソーラーを活用した木製工作体験 ・ゲームを活用したSDGsな家づくりコンテスト ・壁紙を使ったリースづくり ・SDGsカラーモザイクタイルコースターづくり	800
SDGs未来都市×NE-ST 住まいづくり広告宣伝事業	・住まいづくりでSDGsに貢献する『NE-ST』の認知度向上及びフォーラムの告知等に係るチラシ作成、CM制作及び新聞広告 ・木造住宅推進協議会主催の「木の住まいフェア」にブース出展	5,000
NE-ST 宿泊体験事業	健康省エネ住宅のメリットを消費者に体感してもらうため、『NE-ST』の宿泊体験を行う事業者に対して利用人数に応じて助成する。 [補助金額] 利用者 10 人まで 5 万円、以降 10 人ごとに 2 万円 (上限 25 万円)	1,000
小 計		13,460

(2) 【拡充】未来型省エネ住宅特別促進事業

建材や半導体不足等による住宅価格の高騰により、太陽光発電の設置が見送られ、とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の普及が進んでいない状況を踏まえ、太陽光発電の設置を要件としない認定住宅に対する助成を新たに創設する。

※太陽光発電の設置については別途とっとりスタイルPPAの普及により補完。

区 分	内 容	予算額												
未来型省エネ住宅特別促進事業	とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』の補助対象を拡充する。 [補助対象] 県内工務店が新築する太陽光発電設置に備えた木造戸建住宅（県産材10m3又は内外装材20m2以上使用） [補助上限] 最大50万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>性能区分</th> <th>補助金額</th> <th>参考(太陽光あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T-G1</td> <td>10万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>T-G2</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>T-G3</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	性能区分	補助金額	参考(太陽光あり)	T-G1	10万円	60万円	T-G2	30万円	80万円	T-G3	50万円	100万円	制度改正 (当初予算額 262,000千円)
性能区分	補助金額	参考(太陽光あり)												
T-G1	10万円	60万円												
T-G2	30万円	80万円												
T-G3	50万円	100万円												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新築木造戸建て住宅に対する健康省エネ住宅の割合：33%（2022年）、100%（2030年）

【取組状況・改善点】

- ・新築木造戸建て住宅に対する健康省エネ住宅の割合は令和2年度の14%から令和3年度の20%に増加している。
- ・令和2年7月からとっとり健康省エネ住宅の認定及び助成を開始し、令和3年度末時点での認定申請件数は240件となっている。

	東部	中部	西部	合計
R2	29	19	25	73
R3	78	38	51	167
合計	107	57	76	240

- ・とっとり住まいる支援事業の申請件数のうち、健康省エネ住宅の助成活用割合は令和2年度の14%から令和3年度は23%に増加している。
- ・令和4年度から健康省エネ住宅の助成制度では太陽光発電などの再生可能エネルギーによりゼロエネルギー化された住宅であることを要件化したが、建材・半導体需要が高まり、住宅価格が前年比で20%程度上昇していることから、工事費削減のため住宅における太陽光発電設置が見送られている状況にあり、令和4年4月の認定住宅の件数は前年比の32%と低調である。
- ・健康省エネ住宅の認知度向上と県民の理解促進を図るため、普及啓発を行うとともに、宿泊体験などを通じて健康省エネ住宅のメリットを体感してもらうことにより建設を加速させる。
- ・住宅価格の高騰により太陽光発電の設置が見送られている中でも、健康省エネ住宅の建設を促進するため、太陽光発電の設置を要件としない認定住宅に対する助成を新たに創設する。

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部					
					補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	437,308		437,308	82,882		82,882	56,649		56,649
2	給料	1,412,856		1,412,856	706,428		706,428	413,982		413,982
3	職員手当等	863,373		863,373	370,155		370,155	217,811		217,811
4	共済費	503,922		503,922	252,576		252,576	149,430		149,430
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	310,950		310,950	12,095		12,095	11,609		11,609
8	旅費	60,377		60,377	26,592		26,592	20,139		20,139
	費用弁償	14,872		14,872	5,222		5,222	3,813		3,813
	普通旅費	22,872		22,872	14,022		14,022	10,395		10,395
	特別旅費	22,633		22,633	7,348		7,348	5,931		5,931
9	交際費	100		100	100		100	100		100
10	需用費	680,346		680,346	304,836		304,836	256,730		256,730
11	役務費	217,176		217,176	30,633		30,633	25,768		25,768
12	委託料	3,420,309	2,000	3,422,309	1,617,486	2,000	1,619,486	1,528,787	2,000	1,530,787
13	使用料及び賃借料	2,579,191		2,579,191	2,531,991		2,531,991	2,525,395		2,525,395
14	工事請負費	922,007	20,000	942,007	915,251	20,000	935,251	900,527	20,000	920,527
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	35,277	5,000	40,277	34,115	5,000	39,115	27,810	5,000	32,810
18	負担金、補助及び交付金	16,613,256	6,746	16,620,002	728,667	1,696	730,363	721,306	1,696	723,002
19	扶助費	1,445,351		1,445,351						
20	貸付金	962,434		962,434	11,833		11,833	11,833		11,833
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	400,702		400,702	8,958		8,958	8,958		8,958
25	寄附金	77,830		77,830	5,930		5,930	5,930		5,930
26	公課費	47		47						
27	繰出金									
	予備費									
	計	30,942,812	33,746	30,976,558	7,640,528	28,696	7,669,224	6,882,764	28,696	6,911,460
財源内訳	国庫支出金	18,907,127	7,431	18,914,558	4,514,762	5,056	4,519,818	4,503,021	5,056	4,508,077
	地方債	621,000		621,000	615,000		615,000	609,000		609,000
	その他	920,727		920,727	238,707		238,707	208,428		208,428
	一般財源	10,493,958	26,315	10,520,273	2,272,059	23,640	2,295,699	1,562,315	23,640	1,585,955

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	補正前			補正額			補正後		
	4款 衛生費									
	うち生活環境部									
	2項 環境衛生費									
	4目 環境保全費									
		補正前			補正額			補正後		
1	報酬	1,753						1,753		
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費									
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	4,243						4,243		
8	旅費	15,103						15,103		
	費用弁償	1,814						1,814		
	普通旅費	8,733						8,733		
	特別旅費	4,556						4,556		
9	交際費	100						100		
10	需用費	35,055						35,055		
11	役務費	22,537						22,537		
12	委託料	669,990	2,000					671,990		
13	使用料及び賃借料	31,814						31,814		
14	工事請負費	900,527	20,000					920,527		
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	19,121	5,000					24,121		
18	負担金、補助及び交付金	620,378	1,696					622,074		
19	扶助費									
20	貸付金	11,833						11,833		
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	8,958						8,958		
25	寄附金	5,930						5,930		
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	2,347,342	28,696					2,376,038		
財源内訳	国庫支出金	906,094	5,056					911,150		
	地方債	609,000						609,000		
	その他	67,966						67,966		
	一般財源	764,282	23,640					787,922		

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部					
					補正前	補正額	補正後	5項 都市計画費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	272,260		272,260	31,746		31,746	623		623
2	給料	1,955,970		1,955,970	235,476		235,476	15,192		15,192
3	職員手当等	1,008,019		1,008,019	120,852		120,852	7,484		7,484
4	共済費	708,092		708,092	84,808		84,808	5,092		5,092
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	21,050		21,050	14,008		14,008	267		267
8	旅費	45,568		45,568	6,425		6,425	786		786
	費用弁償	12,177		12,177	2,326		2,326	191		191
	普通旅費	29,526		29,526	2,999		2,999	550		550
	特別旅費	3,865		3,865	1,100		1,100	45		45
9	交際費	100		100						
10	需用費	708,813		708,813	20,557		20,557	2,834		2,834
11	役務費	173,760		173,760	11,049		11,049	540		540
12	委託料	7,498,767	321,121	7,819,888	988,254	13,460	1,001,714	564,194		564,194
13	使用料及び賃借料	302,656	△5,400	297,256	16,787		16,787	1,246		1,246
14	工事請負費	23,589,169	2,466,278	26,055,447	1,367,417	41,520	1,408,937	297,128	41,520	338,648
15	原材料費	9,671		9,671						
16	公有財産購入費	633,335	26,916	660,251						
17	備品購入費	399,284		399,284	16,853		16,853	14,634		14,634
18	負担金、補助及び交付金	7,949,032	322,298	8,271,330	972,650		972,650	88,228		88,228
19	扶助費									
20	貸付金	333		333	333		333			
21	補償、補填及び賠償金	1,269,490	270,604	1,540,094	12,652		12,652			
22	償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
23	投資及び出資金									
24	積立金	48,287		48,287	48,287		48,287			
25	寄附金									
26	公課費	10,392		10,392						
27	繰出金									
	予備費									
	計	46,608,048	3,401,817	50,009,865	3,948,154	54,980	4,003,134	998,248	41,520	1,039,768
財	国庫支出金	13,996,873	1,331,133	15,328,006	803,833	24,690	828,523	75,979	17,960	93,939
源	地方債	16,491,000	1,788,000	18,279,000	91,000	16,000	107,000	91,000	16,000	107,000
内	その他	1,370,284	42,460	1,412,744	670,113		670,113	21,957		21,957
訳	一般財源	14,749,891	240,224	14,990,115	2,383,208	14,290	2,397,498	809,312	7,560	816,872

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費								
		うち生活環境部								
		5項 都市計画費			6項 住宅費					
		3目 公園費							2目 住宅建設費	
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	123		123	30,441		30,441			
2	給料	3,798		3,798	201,294		201,294			
3	職員手当等	1,871		1,871	104,013		104,013			
4	共済費	1,273		1,273	73,351		73,351			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	267		267	13,295		13,295	1,172		1,172
8	旅費	305		305	4,275		4,275	506		506
	費用弁償	60		60	1,374		1,374			
	普通旅費	200		200	2,445		2,445	50		50
	特別旅費	45		45	456		456	456		456
9	交際費									
10	需用費	1,450		1,450	16,176		16,176	569		569
11	役務費	100		100	10,454		10,454	351		351
12	委託料	556,609		556,609	399,302	13,460	412,762	68,313	13,460	81,773
13	使用料及び賃借料	504		504	13,884		13,884	284		284
14	工事請負費	297,128	41,520	338,648	1,070,289		1,070,289	963,937		963,937
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	14,634		14,634	100		100	100		100
18	負担金、補助及び交付金	5,310		5,310	799,096		799,096	718,285		718,285
19	扶助費									
20	貸付金				333		333	333		333
21	補償、補填及び賠償金				12,652		12,652	10,864		10,864
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				48,287		48,287	48,287		48,287
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	883,372	41,520	924,892	2,797,242	13,460	2,810,702	1,813,001	13,460	1,826,461
財源	国庫支出金	73,000	17,960	90,960	713,758	6,730	720,488	708,069	6,730	714,799
	地方債	91,000	16,000	107,000						
	その他	18,281		18,281	644,491		644,491	58,315		58,315
訳	一般財源	701,091	7,560	708,651	1,438,993	6,730	1,445,723	1,046,617	6,730	1,053,347

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	128,541		128,541
2	給料	991,278		991,278
3	職員手当等	517,379		517,379
4	共済費	356,367		356,367
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	32,544		32,544
8	旅費	42,234		42,234
	費用弁償	9,546		9,546
	普通旅費	21,833		21,833
	特別旅費	10,855		10,855
9	交際費	100		100
10	需用費	346,895		346,895
11	役務費	49,476		49,476
12	委託料	2,789,314	15,460	2,804,774
13	使用料及び賃借料	2,558,310		2,558,310
14	工事請負費	2,282,668	61,520	2,344,188
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	50,968	5,000	55,968
18	負担金、補助及び交付金	1,913,535	1,696	1,915,231
19	扶助費			
20	貸付金	12,186		12,186
21	補償、補填及び賠償金	12,652		12,652
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	57,245		57,245
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	12,147,622	83,676	12,231,298
財源内訳	国庫支出金	5,541,794	29,746	5,571,540
	地方債	706,000	16,000	722,000
	その他	917,663		917,663
	一般財源	4,982,165	37,930	5,020,095

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
4目 環境保全費	
負担金、補助 及び交付金	1,696
・鳥取県電源立地地域対策交付金	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和4年度 電気自動車充電施設緊急整備事業	脱炭素社会推進課	千円 4,800		千円		千円 4,800				千円 4,800

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例																														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定については、住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料と同額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">区分 (申請建物の床面積)</th> <th style="width: 30%;">確認書の添付がある場合</th> <th style="width: 35%;">確認書の添付がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>17,000円</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以下</td> <td>31,000円</td> <td>147,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡超1,000㎡以下</td> <td>51,000円</td> <td>235,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡超3,000㎡以下</td> <td>85,000円</td> <td>464,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡超5,000㎡以下</td> <td>137,000円</td> <td>832,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡超10,000㎡以下</td> <td>209,000円</td> <td>1,430,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡超20,000㎡以下</td> <td>355,000円</td> <td>2,646,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡超30,000㎡以下</td> <td>450,000円</td> <td>3,781,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000㎡超</td> <td>510,000円</td> <td>4,631,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日 施行期日は、令和4年10月1日とする。</p> <p>【参 考】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正</p> <p>1 改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の長期優良住宅の認定制度では、新築、増築又は改築の建築行為を伴う住宅を対象として、建築及び維持保全の計画を作成し所管行政庁に申請して認定される。 ・ 認定された住宅は長期にわたって快適かつ安心して住み続けることができるとともに、税制優遇、金利優遇、補助金等を受けることが出来ることとなっている。 ・ 今回の改正により、建築行為を伴わない既存住宅についても、長期優良住宅維持保全計画を特定行政庁に申請することにより、認定することが出来ることとされた。（優遇制度については国において検討中） <p>2 施行期日 令和4年10月1日</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は手数料算定の根拠となる所要審査時間を新たに示した。（現行の増改築の認定の場合と同じ審査時間） 	区分 (申請建物の床面積)	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合	一戸建ての住宅	17,000円	72,000円	500㎡以下	31,000円	147,000円	500㎡超1,000㎡以下	51,000円	235,000円	1,000㎡超3,000㎡以下	85,000円	464,000円	3,000㎡超5,000㎡以下	137,000円	832,000円	5,000㎡超10,000㎡以下	209,000円	1,430,000円	10,000㎡超20,000㎡以下	355,000円	2,646,000円	20,000㎡超30,000㎡以下	450,000円	3,781,000円	30,000㎡超	510,000円	4,631,000円
区分 (申請建物の床面積)	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合																													
一戸建ての住宅	17,000円	72,000円																													
500㎡以下	31,000円	147,000円																													
500㎡超1,000㎡以下	51,000円	235,000円																													
1,000㎡超3,000㎡以下	85,000円	464,000円																													
3,000㎡超5,000㎡以下	137,000円	832,000円																													
5,000㎡超10,000㎡以下	209,000円	1,430,000円																													
10,000㎡超20,000㎡以下	355,000円	2,646,000円																													
20,000㎡超30,000㎡以下	450,000円	3,781,000円																													
30,000㎡超	510,000円	4,631,000円																													

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u></p>			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>確認書の添付がある場合</th> <th>確認書の添付がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額		確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合	1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u>	略	略	2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>確認書の添付がある場合</th> <th>確認書の添付がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額		確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合	1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略	略	2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画		
区分	金額																										
	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合																									
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u>	略	略																									
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u>																											
区分	金額																										
	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合																									
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略	略																									
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画																											

画 (1)～(8) 略	略	略	(1)～(8) 略	略	略
<p>(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 住宅の増築若しくは改築に係る<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>に係るもの(アに掲げるものを除く。) 変更後の<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>に応じ、前号イの表に定める額(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>(315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</u>の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>			<p>(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの(アに掲げるものを除く。) 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号イの表に定める額(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>(315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

条例名等	特定希少野生動植物の種の指定及び解除について																																															
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 特定希少野生動植物の種を指定及び解除することについて、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号。以下「条例」という。）第4条第4項及び同条第7項において準用する同条第4項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 条例第2条第2項の規定に基づく特定希少野生動植物の種の指定及び解除を行う。</p> <p>(1) 指定（植物11種）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>科名</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シダ植物</td> <td>ゼンマイ</td> <td>ヤシャゼンマイ</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">種子植物</td> <td>サトイモ</td> <td>マイヅルテンナンショウ及びナギヒロハテンナンショウ</td> </tr> <tr> <td>ユリ</td> <td>タケシマラン</td> </tr> <tr> <td>ラン</td> <td>サルメンエビネ及びツリシュスラン</td> </tr> <tr> <td>ミズアオイ</td> <td>ミズアオイ</td> </tr> <tr> <td>カヤツリグサ</td> <td>ダイセンアシボソグサ</td> </tr> <tr> <td>キンポウゲ</td> <td>ミチノクフクジュソウ</td> </tr> <tr> <td>ボタン</td> <td>ベニバナヤマシヤクヤク</td> </tr> <tr> <td>スマレ</td> <td>イソスマレ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 解除</p> <p>ア 動物（1種）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>科名</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昆虫類</td> <td>ゲンゴロウ</td> <td>コガタノゲンゴロウ</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 植物（12種）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>科名</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">種子植物</td> <td>ナデシコ</td> <td>エゾカワラナデシコ</td> </tr> <tr> <td>キンポウゲ</td> <td>オキナグサ</td> </tr> <tr> <td>バラ</td> <td>ノウゴウイチゴ及びイワガサ</td> </tr> <tr> <td>キク</td> <td>イワギク</td> </tr> <tr> <td>イバラモ</td> <td>ヒメイバラモ</td> </tr> <tr> <td>ユリ</td> <td>ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス</td> </tr> <tr> <td>ラン</td> <td>ササバギンラン、トケンラン、セッコク及びヨウラクラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある種については「特定希少野生動植物」として指定し、捕獲等の禁止等に制限を行うことで種の保全に努めている。 ・「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト(県版レッドリスト)」の改訂(令和4年1月公表)により希少度ランクに変更が生じたことから、見直しを行うこととした。 ・県版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上の種を「希少野生動植物」として指定し(令和4年3月公表)、その中で特に保護を図る必要がある種(野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類から選定)として「イソスマレ」等の植物11種を「特定希少野生動植物」に指定する。 ・また、県版レッドリストの改訂で、生息環境や生息数の回復が確認された「コガタノゲンゴロウ」や「オキナグサ」等の動物1種・植物12種について「特定希少野生動植物」の指定を解除する。 	区分	科名	種名	シダ植物	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	種子植物	サトイモ	マイヅルテンナンショウ及びナギヒロハテンナンショウ	ユリ	タケシマラン	ラン	サルメンエビネ及びツリシュスラン	ミズアオイ	ミズアオイ	カヤツリグサ	ダイセンアシボソグサ	キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ	ボタン	ベニバナヤマシヤクヤク	スマレ	イソスマレ	区分	科名	種名	昆虫類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ	区分	科名	種名	種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ	キンポウゲ	オキナグサ	バラ	ノウゴウイチゴ及びイワガサ	キク	イワギク	イバラモ	ヒメイバラモ	ユリ	ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス	ラン	ササバギンラン、トケンラン、セッコク及びヨウラクラン
区分	科名	種名																																														
シダ植物	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ																																														
種子植物	サトイモ	マイヅルテンナンショウ及びナギヒロハテンナンショウ																																														
	ユリ	タケシマラン																																														
	ラン	サルメンエビネ及びツリシュスラン																																														
	ミズアオイ	ミズアオイ																																														
	カヤツリグサ	ダイセンアシボソグサ																																														
	キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ																																														
	ボタン	ベニバナヤマシヤクヤク																																														
	スマレ	イソスマレ																																														
区分	科名	種名																																														
昆虫類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ																																														
区分	科名	種名																																														
種子植物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ																																														
	キンポウゲ	オキナグサ																																														
	バラ	ノウゴウイチゴ及びイワガサ																																														
	キク	イワギク																																														
	イバラモ	ヒメイバラモ																																														
	ユリ	ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス																																														
	ラン	ササバギンラン、トケンラン、セッコク及びヨウラクラン																																														

件名	議会の委任による専決処分の報告について （8）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について （令和4年5月7日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県営住宅の入居者に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和4年5月7日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 （1）相手方 県営住宅入居者 1名</p> <p>（2）請求の趣旨 県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該県営住宅に係る損害賠償金の支払及び訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>（3）訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和4年5月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 手数料の額を定める別表中引用する建築基準法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)第11条の規定の施行の日とする。</p> <p>【参考】建築基準法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設建築物は、応急の必要性の観点から、建築基準法の規定の一部の適用が除外されることなどから、その存続期間は、最長で2年3か月とされている。 ・ 一方で、被災建築物や応急仮設建築物の代わりとなる恒久的な建築物の新築等を2年3か月以内に終わることが困難な場合があるため、特定行政庁が安全上、防火上、衛生上支障なく、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とした。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
32 法第85条第6項の規定に基づく許可	略	32 法第85条第5項の規定に基づく許可	略
32の2 法第85条第7項の規定に基づく許可	略	32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	略
略		略	
40 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略	40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	略
41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	略	41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条の規定の施行の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	224,400	令和4年4月1日 ～令和5年4月30日	鳥取県西部総合事務所 米子保健所
2	生活環境部環境立県推進課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	242,880	令和4年5月1日 ～令和5年8月31日	鳥取県生活環境部環境 立県推進課
3	生活環境部環境立県推進課	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	340,340	令和4年4月1日 ～令和5年8月31日	鳥取県生活環境部環境 立県推進課
4	東部建築住宅事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	340,340	令和4年4月1日 ～令和5年8月31日	鳥取県東部建築住宅事 務所
5	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	224,400	令和4年4月1日 ～令和5年4月30日	鳥取県西部総合事務所 環境建築局